

D060000

エムシーパートナーズ外秘

個人情報取扱規則

令和元年12月1日 改施

エムシーパートナーズ株式会社

個人情報取扱規則

第1章：総 則

（目 的）

第1条 個人情報の保護に関する法律及びその関係法令・ガイドライン（以下併せて「個人情報保護法」という。）の当社における遵守徹底を図るため、三菱ケミカルホールディングスグループ・コンプライアンス行動規範3－3項の規定に関連して、この個人情報取扱規則を定める。

（定 義）

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める通りとする。

- 1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号その他の記述により、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- 2) 「個人識別符号」とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令及個人情報保護委員会規則に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、次のいずれかに該当するもの等をいう。
 - ①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（生体情報（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるもの。）
 - ②対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号（次号に定義）、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号）
- 3) 「個人番号」とは、個人識別符号のうち、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）第2条第5項に定める住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 4) 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 5) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。
- 6) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの又は②紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音別、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索できるよう、目次、索引、検索等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

- 7) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 8) 「保有個人データ」とは、当社が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。
- 9) 「従業者」とは、取締役、監査役などの役員、社員（出向受け入れ者を含む。）・嘱託などの従業員及び派遣社員その他会社業務に従事する者をいう。
- 10) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（個人情報保護法の遵守）

第3条 当社の従業者は、個人情報の取扱いにあたっては、個人のプライバシーを尊重し、個人情報保護法を遵守するとともに、業務上知り得た個人情報の内容(公知のものを除く。)を第三者や業務上知る必要のない社内の人間に開示・漏洩せず、かつ、不当な目的に使用しないものとする。

第2章：管理体制

（管理体制）

第4条 個人情報保護法の遵守徹底を図るため、当社に、個人情報保護統括責任者、個人情報保護事務局及び個人情報管理責任者を置き、併せてエムシーパートナーズコンプライアンス推進委員会の一部会として個人情報保護部会を設置する。

（個人情報保護統括責任者）

第5条 当社における「個人情報保護統括責任者」は社長とする。

2. 個人情報保護統括責任者は、当社における個人情報保護法の遵守のために必要な施策についての執行責任を負う。

（個人情報保護事務局）

第6条 社長のもとに、総務部の適任者から成る「個人情報保護事務局」を置く。

2. 個人情報保護事務局は、個人情報保護統括責任者の職務執行を補佐するとともに、次の各号に定める業務を遂行する。
 - 1) 個人情報の保護のために講ずべき施策・方針についての検討・立案
 - 2) 個人情報の保護に関する規則・マニュアル等の制定・改廃
 - 3) 個人情報の保護のために必要とされる社内啓発・教育
 - 4) 個人情報に関する外部照会対応及び苦情処理
 - 5) 個人情報の漏洩等事故が発生した場合の対応
 - 6) 前各号のほか個人情報保護法遵守のために必要な業務

（個人情報管理責任者）

第7条 本社の部長、場所の長を、当該部・場所における「個人情報管理責任者」とする。

2. 個人情報管理責任者は、本規則の定めに従い、自部門で取り扱う個人情報に関し、その取得、利用、保管、廃棄等が個人情報保護法に照らし適切に行われるよう、自部門の従業者を指導・監督する責を負う。

3. 「個人情報管理責任者」は、労働者派遣法並びに職業安定法第30条1項による有料職業紹介事業により各場所にて定める「個人情報適正管理規定」による「個人情報取扱責任者」と同一とする。

(個人情報保護部会)

第8条 エムシーパートナーズコンプライアンス推進委員会の下部組織として「個人情報保護部会」を設置し、次の各号に定める事項の審議を行う。

- 1) 個人情報の保護に関する方針・施策に関する事項
 - 2) 個人情報の保護に関する規則・マニュアル等の制定・改廃に関する事項
 - 3) その他個人情報保護法遵守に関連する重要事項
2. 個人情報保護部会の構成は次のとおりとし、その具体的運用については別に定める。
- 部会長:個人情報保護統括責任者
- メンバー:個人情報管理責任者
- その他個人情報保護統括責任者が指名する者
- 事務局:個人情報保護事務局(総務部)
3. 個人情報保護統括責任者は、個人情報保護部会の活動内容について、エムシーパートナーズコンプライアンス推進委員会に必要な応じ報告を行うものとする。

第3章:個人情報の取得・利用

(取得・利用の原則)

第9条 当社の従業者は、偽りその他不正の手段によって個人情報を取得してはならず、個人情報の取扱いにあたっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2. 当社の従業者は、あらかじめ本人の同意を得た利用目的又はその取得の経緯に照らし合法と認められる利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(要配慮個人情報の取得禁止)

第10条 当社の従業者は、思想、信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、国籍、宗教、健康状態、保健医療に関する個人情報など、取得の目的に合理的な理由があり、本人に対し当該要配慮個人情報の利用目的及びその必要性等について適切な情報を与えた上で明示的に本人の同意を得た場合、又は個人情報保護法その他の法令に特別の規定がある場合はこの限りでない。

(個人情報を直接書面等により本人から取得する場合の措置)

第11条 当社の従業者は、個人情報を直接書面等により本人から取得しようとする場合には、当該本人に対し、次の各号に示す事項を書面又はこれに代わる方法によって通知し、その同意を得なければならない。ただし、個人情報保護法その他の法令によりかかる措置が不要とされている場合はこの限りでない。

- 1) 個人情報に関する当社における問合せ部署名及び連絡先
- 2) 個人情報の利用の目的
- 3) 個人情報を第三者に提供することが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者及び個人情報の取扱いに関する契約の有無

- 4) 個人情報を第三者と共同で使用する場合にはその旨
 - 5) 個人情報提供者の権利及びその権利を行使するための具体的方法
 - 6) その他個人情報保護法が定める事項
2. 前項の場合において、一旦取得した個人情報についてその利用目的を変更しようとする場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(個人情報を間接的に本人以外から取得する場合の措置)

第 12 条 当社の従業者は、個人情報を本人以外から間接的に取得しようとする場合（公開情報から取得する場合を含む。）には、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 1) その利用目的が第 20 条に定めるプライバシー・ポリシーにおいて公表されている当社の保有個人情報の利用目的と一致している場合
 - 2) 個人情報保護法その他の法令によりかかる通知又は公表が不要とされている場合
2. 前項の場合において、一旦取得した個人情報についてその利用目的を変更しようとする場合には、新たな利用目的について、あらかじめ本人に通知し又は公表しなければならない。

第 4 章：個人情報データベース等の利用・管理

(個人情報データベース等の構築)

第 13 条 当社の従業者は、会社の業務の用に供することを目的に、新たに個人情報データベース等を構築し、又は既存の個人情報データベース等に関し通常のメンテナンスの範囲を超える更新・修正を行おうとする場合には、あらかじめ自部門の個人情報管理責任者の承認を得るとともに、その指導に従わなければならない。

2. 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人情報データベース等に関し、その利用目的を明確にし、アクセスできる従業者を合理的な範囲で特定するとともに、当該個人情報データベース等を構成する個人データを正確且つ最新の状態で維持・管理しなければならない。

(個人情報データベース等のセキュリティ確保)

第 14 条 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人情報データベース等について、個人情報取扱マニュアルその他の関係社内規則・マニュアルに従い、個人データへの不正なアクセス、個人データの紛失、破壊、改ざん、盗難、漏洩が発生しないよう適切なセキュリティ措置を講じなければならない。

2. 前項の場合において、当該個人情報データベース等が当社のコンピュータ・システム（社内ネットワーク、オペレーションソフト、業務支援システムなど）を使って構築される場合には、総務部が定める情報システムセキュリティポリシーに従って、必要なセキュリティ措置が講じられなければならない。
3. 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人情報データベース等について、利用・保有する必要性がなくなった場合には、これを速やかに消去し又はこれを記録した文書等を焼却処分若しくはこれに準じた方法により破棄する。ただし、関係法令や社内規則によって保存が義務づけられているものについてはこの限りでない。
4. 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人情報データベース等に関し、第 1 項に掲げるセキュリティ措置に関し事故が発生した場合には、直ちに個人情報保護事務局に報告しなければならない。

(基幹コンピュータ・システムのセキュリティ確保)

第 15 条 総務部は、個人情報の保護の観点から、当社の基幹コンピュータ・システムの維持にあたる三菱ケミカルシステム株式会社（以下「三菱ケミカルシステム」という。）に対し、必要なセキュリティ措置を講じさせるとともに、これを監督・指導する責を負う。

(個人データの委託処理等に関する措置)

第 16 条 個人情報管理責任者は、自部門の個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ個人情報保護事務局に届け出るとともに、その指導に従わなければならない。

2. 個人情報管理責任者は、前項により第三者に委託を行う場合（三菱ケミカルシステムに委託する場合を除く。）には、その委託契約において次の各号に定める措置を講じるとともに、個人データの安全が確保されるよう、当該委託先を指導・監督する義務を負う。

- 1) 委託業務の再委託の禁止
- 2) 個人データの第三者への提供禁止
- 3) 個人データの秘密保持及び委託目的以外の使用禁止
- 4) 許可を受けない個人データの複写・複製の禁止
- 5) 個人データの漏洩等事故発生時の報告義務
- 6) その他個人情報保護事務局が指示した事項

(個人データの第三者への提供)

第 17 条 個人情報管理責任者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、自部門が保有する個人データを第三者に

提供してはならない。ただし、個人情報保護法その他の法令によりかかる提供が許されている場合はこの限りではない。

(個人データの共同利用)

第 18 条 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人データを第三者との間で共同利用しようとする場合には、その相手、共同利用する個人データの内容、個人データの保護に関し取られる措置等について、あらかじめ個人情報保護事務局に届け出を行い、その承諾を得なければならない。

第 5 章：保有個人データに関する各種照会への対応

(保有個人データに関する各種照会への対応)

第 19 条 個人情報保護事務局は、当社の保有個人データについて、本人（正当な代理人を含む。以下同じ。）から、当該本人が識別される保有個人データの開示、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合並びに当社が保有する個人情報について苦情を申し立てられた場合に、個人情報保護法の定めるところに従い適切に対応することが可能となるよう、その具体的手続きを定めるものとする。

(プライバシー・ポリシーの公表)

第 20 条 個人情報保護統括責任者は、本規則に定める内容を踏まえ、次の各号に定める事項を含む当社の

個人情報の保護についての考え方（「プライバシー・ポリシー」という。）を定め、これを当社のホームページに掲載し、一般の人が閲覧可能な状態に置くものとする。

- 1) 個人情報保護方針
- 2) 当社の保有個人データの利用目的
- 3) 保有個人データの開示、訂正・削除等、利用停止・消去など個人情報保護法に定める本人の権利行使並びに苦情等に関する当社の対応窓口・手続き等に関する事項
- 4) その他個人情報保護法遵守のために公示すべき事項

第6章：教育研修・監査その他

（教育研修）

第21条 個人情報保護事務局は、個人情報管理責任者をはじめ当社において個人情報を取り扱う者が、個人情報保護法及び本規則を遵守することの重要性を理解し、個人情報保護のための適切な行動を取ることができるよう、これら関係者に対する社内教育研修を必要に応じ適宜実施する。

（監査）

第22条 個人情報保護統括責任者は、個人情報保護事務局を含む関係部署をして、当社における個人情報の保護が、個人情報保護法及び本規則に従って適切に行われているかを確認するため、必要に応じ内部監査を行うものとする。

2. 前項に定める場合のほか、個人情報保護統括責任者は、個人情報保護の観点から必要と認める場合には、個人情報保護事務局に対し、三菱ケミカルシステムの個人情報保護に係るセキュリティー対応について、監査を命じることができる。

（処罰）

第23条 本規則に違反して不正な行為を行った者又はかかる不正な行為を放置した者については、就業規則その他関係社内規程に従い、必要な処罰を行う。

所管部署：法務部

沿革：2017年 4月 1日施行
2017年12月25日改施
2018年 7月30日改施

本規則は三菱ケミカルグループ・個人情報取扱規則を準用する

所管部署：総務部

沿革：平成24年 9月 1日 施行
平成30年 9月 1日 所管部署変更及びグループ会社社名変更
令和 元年12月 1日改施